

Analytics & Learning Hub 会則

第一条

(名称)

本会は、「Analytics & Learning Hub（以下、本会と言う。）」と称する。

第二条

(所在地)

- ・本会の主たる事務所は、本会代表宅「奈良県奈良市朱雀 4-12-24 プラザ A201 号」に置くものとする。

第三条

(目的)

- ・本会は、研究データ等の解析に関する活動や、学術活動の一環として医療関連の専門知識等の普及活動を行うことを目的とし活動を行うものとする。

第四条

(活動・事業の種類)

- ・本会は、第三条の目的を達成するために以下の活動ならびに事業を実施する。
 - 1) 研究等のデータの解析全般
 - 2) 理学療法士国家試験問題や各種模擬試験問題を中心とした内容の解説
 - 3) 医療従事者等を対象とした研修会や講習会、症例発表会など
 - 4) 研修会や講習会、症例発表会の参加者と、学術活動の一環として行なう研究活動
- ・活動および事業等については、代表、事務局、会計担当、正会員、賛助会員を協議の上、決定する。
- ・なお、本会における活動ならびに事業における解析や教育コンテンツにおいて、金銭が発生する場合があるが、各活動および事業に補填できる程度のものであり、利益を求めるものではなく本会運営ならびに研修会等の講師への謝金へ充当することとする。

第五条

(会員)

- ・ 本会の会員は、次の2種類とする。
 - 1) 正会員
 - 2) 賛助会員
- ・ 正会員は、本会の目的や事業内容に賛同し自由意思によって入会した者を正会員とする。
- ・ 賛助会員は、本会の目的や事業内容に賛同し、本会運営のために財政的・物理的支援を行う個人または法人とする。
- ・ 正会員および賛助会員の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- ・ 賛助会員は以下の権利を有する。
 - 1) 本会の活動や事業に関する情報を受け取る権利。
 - 2) 本会が主催するイベント、研修会などへの優先的または特別な参加権。
 - 3) 本会の活動に対して意見を述べる権利。（ただし議決権は有しない。）
- ・ 賛助会員は、以下の義務を負う。
 - 1) 本会の活動および事業、運営に対し、妨害行為を行わないこと。
 - 2) 本会の名誉や信用を損なう行為を行わないこと。

第六条

(入会)

- ・ 本会に正会員、賛助会員として入会しようとする場合は、それぞれ入会の意思を本会事務所へ届け出るものとし、本会の承認を得るものとする。
- ・ 入会は自由意思であり、一切の強要はしないものとする。
- ・ なお、入会届は本会連絡先 (career.path.pt@gmail.com) に以下の事項を記入し、送信することで入会届とする。
 - 1.入会する者の氏名（フリガナ含む）
 - 2.入会する者の所属（職場、学校など）
 - 3.連絡のつきやすいメールアドレス
 - 4.申請する会員種別

第七条

(退会)

- ・退会の意思がある正会員、賛助会員は、本会事務所に届け出を行ない本会代表が承認することで任意に退会することができる。
- ・退会については、本会から一切の強要はしないものとする。
- ・また、次に該当する者は、事前の通知なく会員資格を取り消し、退会処分とする。
 - 1) 会員本人が死亡したとき。
 - 2) 会員本人が、法令に違反し懲役刑またはその他の刑罰を受けた場合。
 - 3) 本会の運営方針や公序良俗に反する行為を行った場合。
 - 4) その他、本会が会員として不適切と判断した場合

第八条

(会費)

- ・本会の正会員は、年会費無料とする。
 - ・賛助会員は、年会費を1口10000円とし、上限を10口までとする。
- 会費の支払い方法は、銀行振り込みのみとし本会が定める方法によるものとする。
- 賛助会員の会費の納入期限は、毎年3月1日から3月31日までとする。
- 納入された会費については、いかなる理由があっても返還しないものとする。
- 賛助会員の未納が3年間連続した場合、事務局の判断により退会とすることができる。

第九条

(役員)

- ・本会に次の役員を置く。
 - 1) 代表(1名)：本会を代表し、活動・事業全般を統括する。
 - 2) 会計(1名)：本会の財務管理、会計処理および会計報告を行う。
 - 3) 監査役(1名)：本会の会計および活動・事業運営の適正性を監査する。

第十条

(役員の選任)

- ・役員は、正会員の互選によって決定し、総会において承認されるものとする。
- ・役員の選任は、総会において出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- ・役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充しなければならない。また、補充後の承認は総会をもって決議とする。

第十一条

（役員の任期）

- ・役員の任期は3年とし、再任を妨げるものではない。
- ・再任についても総会で議決することとする。

第十二条

（解任）

- ・役員が次のいずれかに該当するときは、本会総会の議決によってこれを解任することができる。
 - 1) 役員が心身の故障により、本会職務の執行が不可能と認められるとき
 - 2) 役員による不正事案が発覚したとき
- ・役員が次のいずれかに該当するときは、総会による承認を得ずとも解任することができる。
 - 1) 役員本人が死亡したとき。
 - 2) 役員本人が、法令に違反し懲役刑またはその他の刑罰を受けた場合。
 - 3) 本会の運営方針や公序良俗に反する行為を行った場合。
 - 4) その他、本会が役員として不適切と判断した場合

第十二条

（総会）

- ・本会総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。また、臨時開催も可能とする。
- ・総会は、以下の事項について議決する。
 - 1) 会則の変更
 - 2) 解散

- 3) 活動および事業内容の変更
- 4) 事業報告及び収支決算報告
- 5) 役員の選任または解任
- 6) 本会の運営に関する事項

第十三条

(議事録)

- ・ 本会総会ならびに定例会議の議事については、議事録を作成する。

第十四条

(事業報告及び決算)

- ・ 代表は、毎年度末に事業報告書ならびに収支決算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第十五条

(事務局)

- ・ 本会の事務処理のため、第二条に定める本会事務所に事務局を置く。

第十六条

(委任)

- ・ 本会会則に定めのない事項は、総会の議決を経て別に定めることとする。

第十七条

(変更)

- ・ 本会会則は、総会において出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

- ・ 本会会則は、2022年7月1日から施行する。

第1版 2022年7月1日 作成・施行

第4版 2025年3月9日

第2版 2023年4月1日 作成・施行

第3版 2024年4月1日 作成・施行

第4版 2025年3月9日 作成・施行

以上の、本会則に記載されている事項の全てにおいて偽りがないことを証明する。

Analytics & Learning Hub

代表 後藤 淳